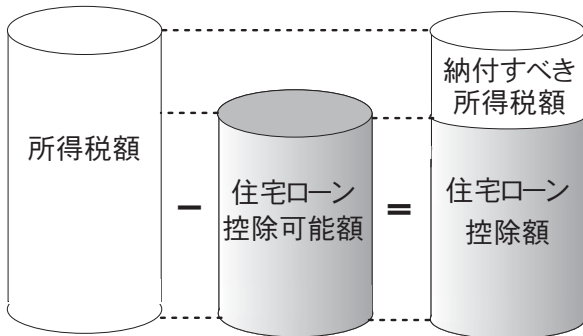


申告が必要です！

所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった皆さん

平成 19 年から税源移譲によって所得税・住民税が変わっています。

税源移譲前

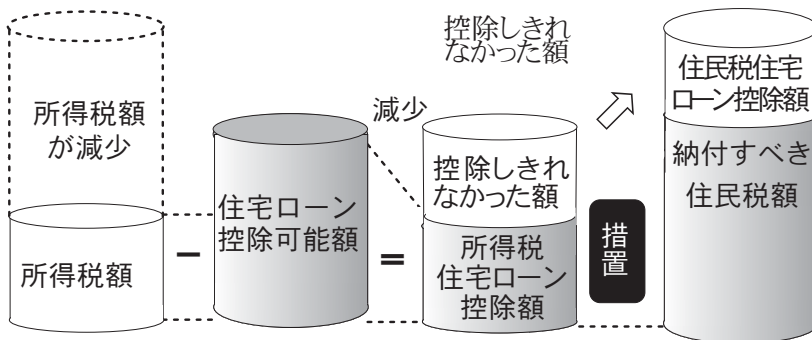


控除しきれなかった分は
住民税(所得割)から控除されます。

税減移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が少なくなる場合があります。平成 11 年から平成 18 年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

税源移譲後

所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の住民税(所得割)から控除



本来納付すべき住民税額

これまで所得税から控除できた住宅ローン控除額が減少

平成 20 年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。1 月 1 日現在お住まいの市町村へ、3 月 15 日までに申告を行ってください。

平成 20 年は
3 月 17 日が
申告期限です

新型 FORESTER 誕生記念

安心 スバル業販店の
追分自動車工業(株) スペシャルプライス!!



軽 ステラ 試乗車
新色 登場!!



地元安平町内の整備工場
全国整備資格最高峰の資格を取得いたしました。

おいわけ自動車工業(株)

安平町追分若草 3 丁目 69 Tel 25-3786

広告欄